

○食育基本法（平成十七年六月十七日法律第六十三号 最終改正：平成二七年九月一日法律第六六号）

目次

- 前文
- 第一章 総則(第一条—第十五条)
- 第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)
- 第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)
- 第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)
- 附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようになるとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦そう身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十二条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊娠婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するため必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校

給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦そう身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割的重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関する十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二一年九月一日)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれていた食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

食育推進の具体的な取組み（平成25年度～平成28年度）

1 家庭で食育をすすめよう

具体的な取組み（事業名）	内容	担当課
家庭における共食を通じた食育の推進	家族で食卓を囲む機会を増やし、おいしく楽しく食べる	関係各課
感謝の気持ちを育む挨拶の実践	「いただきます」「ごちそうさま」の挨拶を実践し、食物の命をいただく感謝の気持ちを育む	関係各課
正しいマナー・作法による食事の実践	手洗い・良い姿勢など正しいマナー・作法による食事を心掛ける	関係各課
地産地消や農林漁業体験による食への感謝の気持ちの理解	地産地消や農林漁業体験で食文化を実感し食への感謝の気持ちを理解する	農林水産課
正しい栄養知識の習得	親子で料理するなど楽しい食事づくりを通じて正しい栄養知識を習得する	関係各課
食の無駄や廃棄の減少	「もったいない」精神で、食品ロス削減レシピ集の活用等により食品廃棄を削減する	関係各課
食品ロス削減啓発講座	食品ロス削減について市民への周知を図り、家庭での取り組みを促進する	環境事業課
食品ロス削減取組料理レシピ本作成配布	「食品ロス削減取組事例集」の募集を行い、冊子を作成し、家庭から出る生ごみや食品ロスの削減を図る	環境事業課
食の安全性に関する知識と選択力の習得	食の安全に関する公開講座等を通じて、食品の安全性に関する情報を的確に理解・判断する選択力を身に付ける	関係各課
食事バランスの向上	「食事バランスガイド」「食生活指針」などの活用で食事バランスを向上させる	関係各課

2 保育所（園）・幼稚園・学校で食育をすすめよう

具体的な取組み（事業名）	内容	担当課
給食だよりや給食の展示等を通じた情報提供	給食だより（献立表）や食育通信等を家庭へ配布し、食への関心を深める。	保育・幼児教育課 保健体育課
栄養バランスのとれた簡単なレシピの配布	給食のレシピを家庭へ配布し、料理や食事作りへの関心を深める。	保育・幼児教育課
「早寝、早起き、朝ごはん」運動の推進	「早寝、早起き、朝ごはん」の規則正しい生活リズムの大切さを家庭へ知らせる。	保育・幼児教育課 保健体育課
「食育の日（毎月19日）」や「食育月間（6月）」の普及	食育通信等で家庭へ啓発したり、イベントを開催するなどし、食への関心を深める。	保育・幼児教育課 保健体育課
学校（園）等での給食試食会の開催	保護者や地域の方等を対象に、給食試食会を開催し、給食への理解を深めるとともに、食の大切さを啓発する。	保育・幼児教育課 保健体育課
野菜の栽培	野菜の栽培や収穫を行い、調理実習や給食で味わうことから、食への興味や食べ物への感謝の心を持つ。	保育・幼児教育課 保健体育課
世代間交流による食文化の継承	季節の行事にまつわる食べ物・おやつ（餅つき、夏祭りなど）の話を聞いたり、体験したりする。	保育・幼児教育課
「食育の計画」の作成	各保育園・認定こども園で食育の計画を作成し、全職員が協力して食育に取組む。	保育・幼児教育課
和食を中心とした給食や行事食の提供	園での給食を通して、子ども達が「だし」や和食にふれる機会を増やすとともに、給食展示や給食だよりで家庭への啓発を図る。	保育・幼児教育課
望ましい食習慣の育成	給食や弁当を通じ、コミュニケーション・マナー・挨拶等の望ましい食習慣を育成する。	保育・幼児教育課
学校における食育の推進	各校で作成している食に関する指導の全体計画に基づいて、中学校区（保育所（園）・幼稚園・小中学校）で連携を図り、各学校の実情にあわせて発達段階に応じた食育を推進する。 給食の時間、特別活動や関連する各教科等において、校内での共通理解の下に、栄養教諭を中心とした全教職員が連携・協働して食育の推進に取り組む。	保健体育課

具体的な取組み（事業名）	内容	担当課
客観的な数値を活用した指導の実施	実態把握（データ）等の客観的な数値や身体の測定値を活用した指導により、児童生徒や保護者等に自らの生活を見直す機会を与え、食への興味・関心を喚起し、よりよい食生活・生活習慣・健康意識を向上させる。	保健体育課
保護者や地域との連携・協力体制の整備	学校給食運営委員会を設置し、学校給食への理解や食への啓発を図る。 また、学校と地域・PTAが連携し、家庭への啓発活動や親子でふれあう行事を開催し、食に関心をもつ。	保健体育課
教科と関連づけた献立の作成	献立の目的やねらいを明確にし、教材としてふさわしい献立を作成する。	保健体育課
郷土料理、行事食を導入した給食の提供	給食を通して、郷土料理等の和食にふれる機会を増やす。	保健体育課
学校給食における地場産物の活用	学校給食の献立に積極的に地場産物を取り入れ、地域の食材を生きた教材として、食に関する指導に活用する。	保健体育課
「カミカミ献立」の実施	嗜み応えのある食材を使用した献立により、口腔機能の獲得を推進する。	保健体育課
親子料理教室等の開催	親子で調理するなど親子でふれあう中で食事に関心をもつ。	保健体育課
スクールランチセミナーの開催	家庭への啓発活動として、「早寝、早起き、朝ごはん」をテーマに調理実習と子どもたちの実態にあわせた食育指導などで望ましい食生活・生活習慣を学ぶ。	保健体育課
保護者会等を通じた食に関する指導や啓発	PTA講演会等を計画し、望ましい食生活・生活習慣を学ぶ。	保健体育課
ボランティアや関係団体の活用	野菜づくりや行事等での地域の方との交流や、専門的立場の方の出前授業の実施を通して、食への感謝の心を育み、食に関する知識を獲得する。	保健体育課
学校給食の残食量調査の実施	小中学校における残食の実態を把握するとともに、食を大切にし感謝する心を育む。	保健体育課
学校給食に関する図画・ポスター及び標語の入賞作品の展示	学校給食週間の関連行事として、市内小中学校から図画・ポスターを募集し、入賞者の作品を展示する。	保健体育課

3 地域で食育をすすめよう

具体的な取組み（事業名）	内容	担当課
健康づくり教室等健康教育	市民が健康づくりや生活習慣病予防などに取り組めるよう、対象者に応じて、調理実習や実技、講話等を取り入れながら、減塩等の推進、肥満、やせ、低栄養の予防を取り上げる。	健康づくり課
いいお産の日イベント、離乳食講習会、赤ちゃんすこやか相談	市民が安心して子育てに取り組める環境整備と併せて、乳幼児や妊産婦などの対象者に合わせた栄養指導を行う。	健康づくり課
栄養教室	地域で食生活の改善や健康づくりのための普及活動を行っている栄養委員を養成する。	健康づくり課
健康市民おかやま21（第2次）の推進	すべての市民が健康で自分らしく生きられるまちを目指して策定した健康市民おかやま21（第2次）を推進する中で、健康教育、講演会、イベント、まつり等を開催し、市民の健康と健康な地域づくりをすすめる。	健康づくり課
かるうま減塩対策普及啓発事業	かるい塩加減に慣れることで高血圧性疾患等、生活習慣病の予防を目的に個人への普及啓発や社会環境の整備に取り組む。また、食事診断システム（食育SATシステム）を活用し、市民に自らの食事のバランス等を把握してもらい、食生活の改善を促す。	健康づくり課
高齢者に対する低栄養予防アドバイス事業	高齢者に必要な低栄養予防に関する知識の普及啓発を図る。	健康づくり課
栄養改善協議会、愛育委員協議会、おやこクラブなどの組織育成	栄養改善協議会、愛育委員協議会、おやこクラブなどの組織の育成を図る。	健康づくり課
岡山市ふれあい給食サービス促進事業	地域ボランティアが公民館やコミュニティハウス等の調理室を利用して食事を作り、家庭にひきこもりがちな高齢者を対象に食事サービスを提供。	高齢者福祉課

4 地産地消をすすめよう

具体的な取組み（事業名）	内容	担当課
子ども食農体験事業	子どもたちが作物の植付けから収穫まで一連の農作業体験を行い、農業に対する知識や理解を深め、自然の尊さや食料の大切さ等を学ぶ。	農林水産課
米消費拡大推進事業（米粉の推進活動等）	米粉フェスタ、米粉スタンプラリーや保健センター、公民館等で米粉料理教室等で米粉についてPRし、米消費拡大を図る。	農林水産課
地産地消の情報提供（ホームページ等）	地場産物のHP掲載等で、地場産物のPR、購買拡大を図る。	農林水産課
農地でショッピング事業	自ら生産した農産物を消費者に直接販売する生産者の販売情報を、市ホームページを通じて公表し、消費者が農地に行き、農産物を購入する。	農林水産課
地産地消推進事業	地産地消マルシェやバスツアー等を行い、市民に農業の魅力をPRし、岡山産農産物への関心を高めてもらう。	農林水産課
親子料理教室や親子市場勉強会等の開催	親子を対象に、青果物や水産物を使用した調理実習や食育講演等を行い、食への関心を高める。	市場事業部
小中学生を対象にした市場見学等の実施	小中学生を対象に、学校行事としての市場見学等で、食の流通の仕組みなどを学び、食への関心を高める。	市場事業部
市民イチバデー等のイベントでの旬の食材の試食提供	毎月18日を“市民イチバデー”として市場の関連棟「市場ふくふく通り」を会場に、旬の食材の試食提供等、市場ならではのイベントなどを行う。	市場事業部

5 次世代へ食文化を伝えよう

具体的な取組み（事業名）	内容	担当課
郷土料理、行事食を導入した給食の提供	給食を通して、郷土料理等の和食にふれる機会を増やすとともに、給食だより等により家庭への啓発を図る。	保育・幼児教育課 保健体育課

6 食の安全・安心を守ろう

具体的な取組み（事業名）	内容	担当課
「岡山市食品衛生監視指導計画」の策定	食中毒の発生防止及び違反食品等の流通防止のためHACCP導入支援など、効率的かつ専門的な監視指導を推進する。また、食品等事業者、消費者等と食品衛生に関する情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を促進し、食品等の安全性を確保する。	保健管理課
食品関連事業者に対する監視指導	食品衛生監視員等が市内の飲食店、学校、保育所（園）等の給食施設、食品製造・加工施設及び販売店等に対して監視指導を行い、食中毒や違反食品を排除するため、食品の検査（食品添加物などの理化学検査及び細菌検査）を行う。	保健管理課
中央卸売市場での取り組み	食品衛生監視員が、せり場や仲卸店舗を中心に監視指導及び流通品の検査を行う。	保健管理課
と畜場での取り組み	と畜検査員が、処理されるすべての牛・豚等のと畜検査（生体検査、解体検査）及びと畜場の衛生管理について指導・助言等を行う。	保健管理課
保育所（園）・学校給食での取り組み	安全・安心な給食を提供するため、衛生管理マニュアルに基づき、衛生的な調理を行う。また、栄養教諭・学校栄養職員・調理員に対し定期的な研修会を実施し、衛生管理の向上を図る。	保育・幼児教育課 保健体育課
情報の発信、知識の普及に関する取り組み	食中毒事件等の食の安全・安心に関わる事件が発生した場合に、被害拡大防止の観点から、市民に対し必要な情報提供を行う。あわせて市ホームページ、広報紙等を通じて知識の普及を行う。	保健管理課
消費生活出前講座（食品表示）の開催	食品表示のルールや各種マーク等、食品を選択する際に必要な知識を学ぶ。	生活安全課

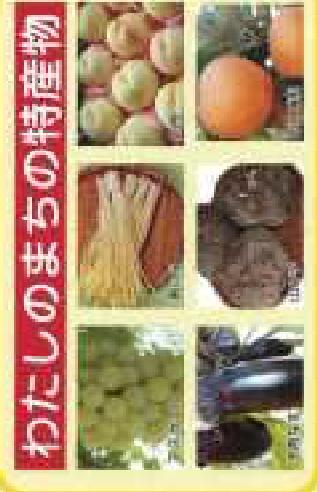
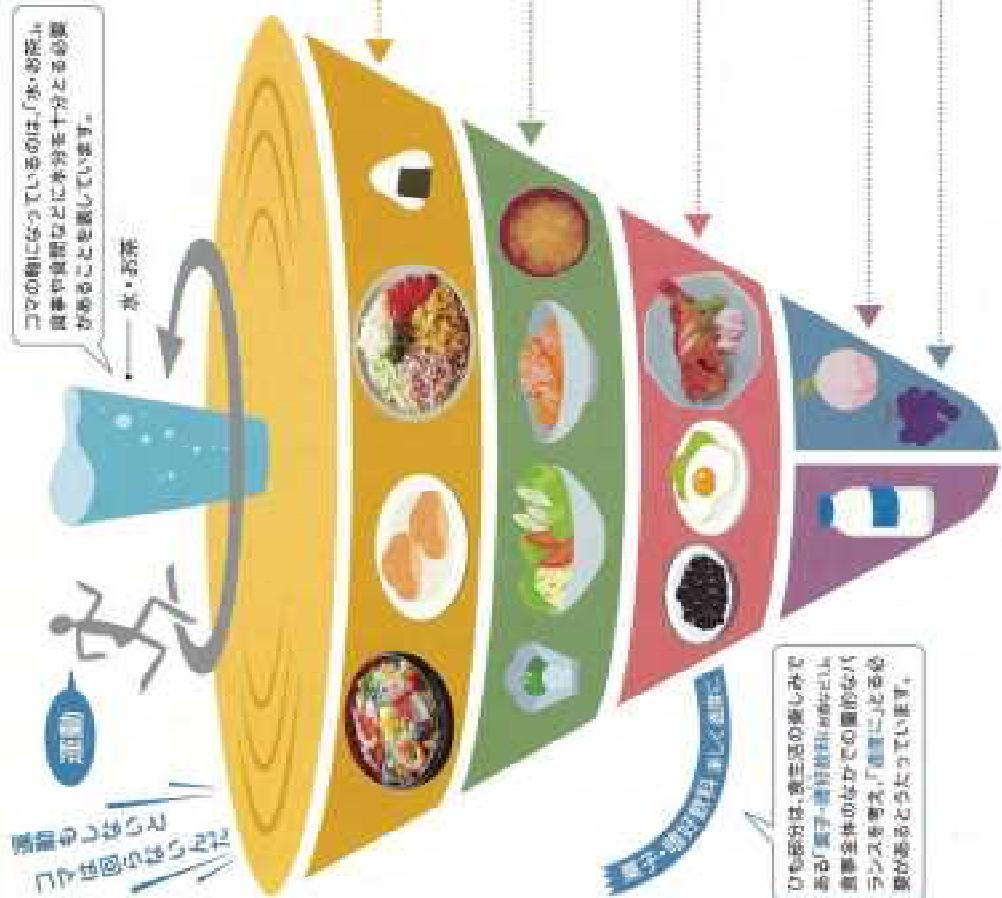
具体的な取組み（事業名）	内容	担当課
消費者のつどいの開催	食生活の改善に資する、食に関する様々なテーマの講演会を行う。	生活安全課
食品衛生月間における取り組み	食中毒の多く発生する夏期に食品衛生月間を定め、食の安全に関するリスクコミュニケーションや情報提供のより一層の強化を目的とし、監視指導や啓発事業を実施する。	保健管理課
親子で学ぶ食の安全に関する取り組み	食品工場親子見学バスターやわくわく子どもまつりでの食の安全・安心啓発ブース展示を通して親子に食の安全等に関する情報発信を行う。	保健管理課

関係団体の食育推進活動の取組み（平成25年度～平成28年度）

活動名	内容	団体名
学校給食展	「ふれあいまつり」「わくわく子どもまつりin岡山ドーム」などの機会を捉え、パネルによる学校給食の紹介、学校給食の実物展示とレシピ配付、栄養教諭・学校栄養職員の活動報告など、保護者・地域等への学校給食の普及および食育の啓発活動を行っている。	岡山市学校栄養士研究会
ライフステージに合わせた食育活動	健康市民おかやま21普及イベントにおいて、食事診断や展示などを行い啓発活動を行っている。また、栄養・食生活講演会や調理実習、栄養相談などをライフステージに合わせて行っている。	岡山県栄養士会
調理講習会	自治体と連携し、保護者や親子を対象に地場産物を使用した学校給食献立の調理講習会を開催する。調理体験や試食等を行い、学校給食の充実・発展を図る。	岡山県学校給食会
地域ボランティアによる正しい食生活の普及啓発活動	親子が集う場において、離乳食の試食を提供しながら作り方を保護者に伝えたり、絵本や紙芝居等を用いて、好き嫌いなく食べることの大切さや地域に伝わる食文化を楽しく学ぶ工夫をしたりしている。 また、食事をテーマとした講習会において、うす味でもおいしく食べられる料理の工夫や、高齢者に心配される低栄養を予防するための食事を、地域住民に紹介している。	岡山市栄養改善協議会
地域ボランティアによる正しい食生活の普及啓発活動	「健康市民おかやま21（第2次）」の活動に合わせ、各小中学区において、おやこクラブや学校園に出向いての「虫歯予防の紙芝居」や、赤ちゃんすこやか相談の場での「離乳食」を通じた食育の推進、地域での料理教室や世代間交流による食文化の継承等を行っている。	岡山市愛育委員協議会
おやこクラブ会員による食育に関する活動	概ね小学校区ごとに0歳から就園前までの乳幼児とその保護者を会員とする「おやこクラブ」の活動において、料理教室、調理実習（ちらし寿司など）、野菜や果物の苗植えや収穫体験（さつまいも、なし、ぶどう、イチゴ等）、食品関連事業者の工場見学など、食育に関する活動を取り入れている。	岡山市おやこクラブネットワーク
啓発イベント「歯ッピーフェア」	県民・市民全般を対象として「虫歯予防」「歯周病予防」「口腔ケアの必要性」等を広く認識してもらうため、お口の健康の普及啓発を目的に実施。併せて、岡山県栄養士会と連携し、献立展示を実施し、食べることの大切さの啓発を行う。	岡山市歯科医師会
各学区婦人会における食育に関する活動	食品ロス削減のための講演会、働き盛りの食生活改善学習会や、各学区地区においては、高齢者ふれあい会食会、高齢者・介護を要する人のための料理教室などの食育に関する活動を行っている。	岡山市連合婦人会
公民館活動における健康及び食育の推進啓発活動	公民館での健康フェスタや健康教室の参加者へ、食育SATシステムや骨密度測定等により、自身の現状を見直し、食生活改善を考える機会とする場を設ける。	中国学園大学
イマ食プロジェクト	青年期の野菜摂取についての意識向上を目的として、ポスターやレシピ集の作成、SNSを活用した情報発信などを行っている。	中国学園大学
J A 岡山あぐりキッズクラブ	小学生を対象に、年間カリキュラムを通してテーマを決めた農作業体験のなかで、農業と食の大切さを伝えている。	岡山市農業協同組合

活動名	内容	団体名
親子料理教室・ちゃぐりんフェスタ	家族（小学生の親子）を対象とした親子料理教室を開催している。	岡山市農業協同組合
学童農園	小学校と協力し、稻作体験（田植え・稻刈り）を通じて、子どもたちの農業への親しみやお米やごはん食に対する興味・関心を高める機会を提供し、農業と食の大切さを伝えている。	岡山市農業協同組合
夏休み親子市場勉強会の開催	親子を対象に、せり見学、模擬せりの体験など市場のしくみを通じた青果物の流通についての学習会を開催し、青果物の消費拡大を推進している。	岡山市中央卸売市場青果物消費拡大推進委員会
親子お魚料理教室	親子を対象に、魚を使用した調理実習及び試食と食育講演を実施し、魚食の消費拡大を推進している。	岡山県お魚普及協会
食品衛生月間における一斉巡回指導及び啓発事業	保健所の食品衛生監視員と食品衛生指導員が、合同で食品製造施設及び消費者に対し食中毒予防を目的とした監視指導や啓発事業を実施している。	岡山市食品衛生協会

わたしのまちのバランスガイド



例 理 料	
1 つめ	二つの豆(1杯)、ごはん(1杯)、味噌汁(1杯)
2 つめ	ごはん(1杯)、味噌汁(1杯)、野菜炒め(1杯)
1 つめ	ごはん(1杯)、味噌汁(1杯)、野菜炒め(1杯)
2 つめ	ごはん(1杯)、味噌汁(1杯)、野菜炒め(1杯)
1 つめ	卵(1個)、味噌汁(1杯)
2 つめ	卵(1個)、味噌汁(1杯)
3 つめ	卵(1個)、味噌汁(1杯)
1 つめ	牛乳(250ml)
2 つめ	牛乳(250ml)
1 つめ	牛乳(250ml)
2 つめ	牛乳(250ml)

※牛乳は牛・山羊・アヒルの牛乳を含む場合があります。

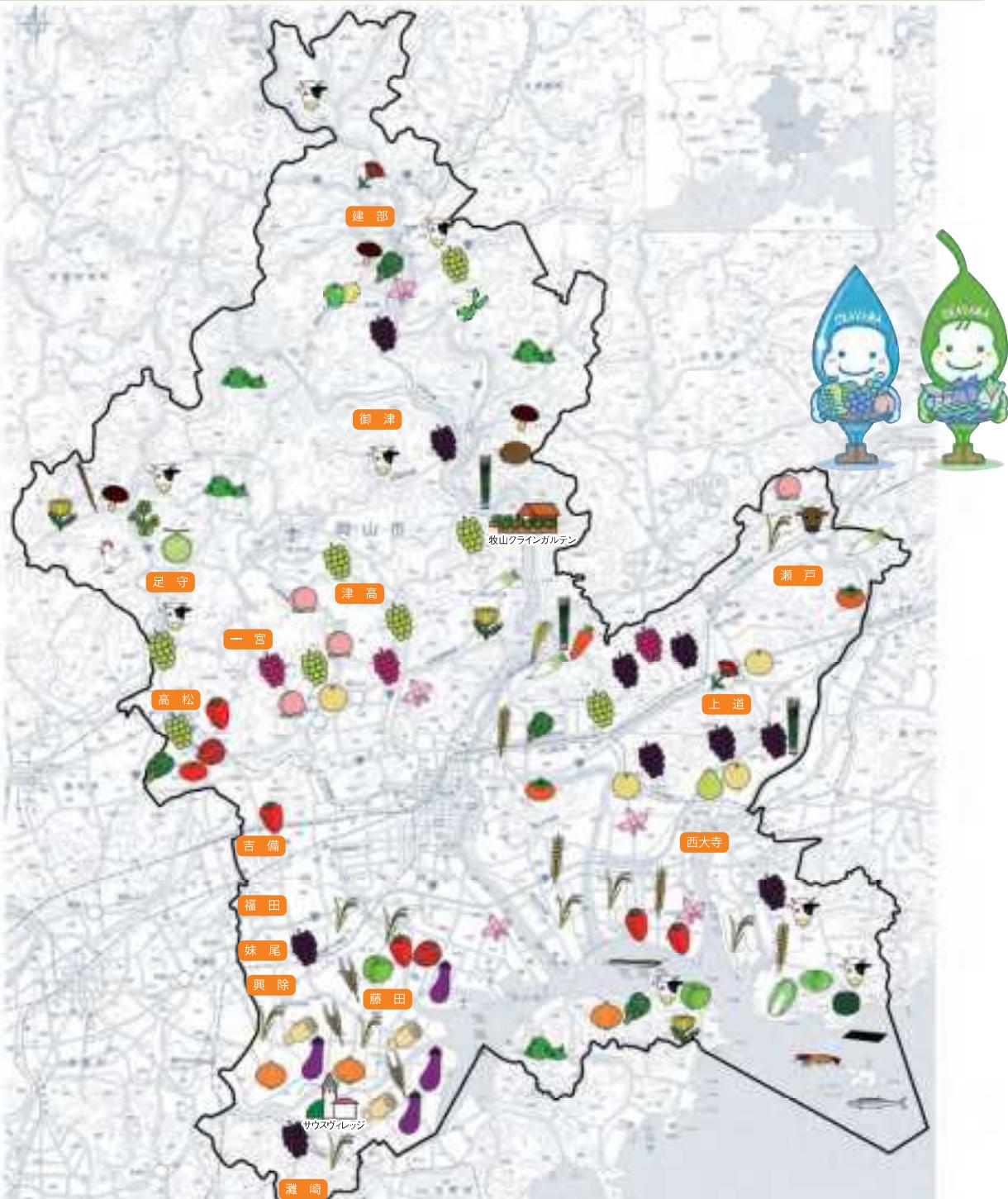


この図になっているのは、「水・お茶」、
「食事や食習慣などに水分を十分とること
があることを表しています。」

ひも部分は、食生活の楽しみで
ある「電子・携帯電話や車など」として
食事全体のなかでの重約5%の
バランスを考え、「適量に」とある必
要があるとこうういています。

岡山市の農林水産業マップ

Map of Agricultural, Fishery and Forestry Products in Okayama City



<凡例>

稻	マスカット	あたご梨	イチゴ	レンコン	ハクサイ	有機無農薬野菜	シイタケ	草花	さわら
ビール麦	ピオーネ	鴨梨	なす	カボチャ	キャベツ	ニンジン	キク	乳用牛	あなご
小麦	コールマン	いちじく	レタス	黄ニラ	ゴボウ	ダイコン	ブブレウラム	肉用牛	ノリ
もも	かき	温室メロン	タマネギ	ヤマノイモ	青ネギ	軟弱野菜 (コマツナ・ホウ) レンソウなど	洋蘭	クルマエビ	採卵鶏
ピーマン	キューリ								

岡山市食育推進計画

発 行

岡 山 市

発行日

平成30年5月

編 集

岡山市 保健福祉局 保健福祉部 保健管理課

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目 1-1

電 話 : 086-803-1250

F A X : 086-803-1756

Eメール : hokenkanrika@city.okayama.lg.jp

